

鳥取県公報

目 次

◇告示 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）

生活保護法による診療所の廃止（〃）

保険医療機関等の指定（保健課）

保険医の登録（〃）

クリーニング師の研修の指定（県民生活課）

クリーニング所の業務従事者に対する講習の指定（〃）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

選舉管理委員会の招集

定例教育委員会の招集（総務課）

◇公告 改良普及員資格試験の実施（経営指導課）

◇雑報 消防設備士試験の実施（消防防災課）

誤 正 平成十年六月一日付鳥取県告示第四百十号中訂正

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起る翌日が休日には、その日には、その翌日)

鳥取県告示第四百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年六月十六日

鳥取県知事 西尾邑次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人明穂整形外科	鳥取市扇町一一一三	平成十年五月一日
医療法人社団今井歯科クリニック	米子市西三柳二〇三三	平成十年五月十五日
すえひろ生協診療所	鳥取市末広温泉町二二一	平成十年六月一日
かみばやし薬局	東伯郡東伯町大字逢束一二二二一	平成十年六月九日

鳥取県告示第四百三十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年六月十六日

鳥取県知事 西尾邑次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
医療法人社団今井歯科クリニック	米子市上後藤四丁目一四一〇	平成十年四月三十日
鳥取市扇町一一一三		

明穂整形外科

鳥取県告示第四百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次とおり告示する。

平成十年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すえひろ生協診療所	鳥取市末広温泉町二二一	平成十年六月一日
花木こどもクリニック	八頭郡郡家町大字宮谷一九三一一	平成十年六月一日
キシノ歯科医院	鳥取市吉成七七九一四〇	平成十年六月四日
有限会社羽場薬局	鳥取市賀露町一七〇三一一三一	平成十年六月一日
オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬四七一一一八	平成十年六月一日
かみばやし薬局	東伯郡東伯町大字逢東二二二二一一	平成十年六月一日

鳥取県告示第四百四十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の「第一項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成十年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 研修を行う者の名称及び所在地

財團法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三

二 研修の日時及び場所

(1) 平成十年七月五日 午後一時から午後五時三十分まで

鳥取市西町二丁目三二一 鳥取市福祉文化会館

(2) 平成十年七月二十六日 午後一時から午後五時三十分まで

米子市東町一六〇一 米子市総合研修センター

(3) 研修を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後一時から午後五時までとする。

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
林 真彦	鳥医五七四六	平成十年五月二十九日
岡本 健志	鳥医五七四七	平成十年六月一日
岡本 勝	鳥医五七四八	平成十年六月一日
野口 圭太郎	鳥医五七四九	平成十年六月三日

3 平成10年6月16日 火曜日

鳥 取 県 公 報

三 受験申込み期間

(1) 二の(1)については、平成十年六月十五日から同月二十五日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 二の(2)については、平成十年七月六日から同月十六日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

五千円を受講申込み時に払い込むこと。

四 受講料

五 受講申込み先及び問い合わせ先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター

鳥取市弥生町三〇二一

電話 ○八五七（二九）八五九〇

鳥取県告示第四百四十三号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次とおり告示する。

平成十年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

五 受講申込み先及び問い合わせ先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター

講習を行う者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目三

二 講習の日時及び場所

(1) 平成十年八月一日 午後一時から午後五時三十分まで

倉吉市山根五二九一 一 鳥取県立倉吉体育文化会館

(2) 平成十年八月二十三日 午後一時から午後五時三十分まで

鳥取市西町二丁目三二一 鳥取市福祉文化会館

(3) 平成十年八月三十日 午後一時から午後五時三十分まで

米子市東町一六〇一 米子市総合研修センター

(4) 講習を継続的に講習している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)、(2)又は(3)の時間を午後一時から午後五時までとする。

三 受講申込み期間

(1) 二の(1)については、平成十年七月十三日から同月二十三日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

(2) 二の(2)については、平成十年八月三日から同月十七日まで（土曜日、日曜日並びに平成十年八月十三日及び十四日を除く。）

(3) 二の(3)については、平成十年八月十日から同月二十日まで（土曜日、日曜日並びに平成十年八月十三日及び十四日を除く。）

四 受講料

四千五百円を受講申込み時に払い込むこと。

鳥取県告示第四百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第二項の規定により告示する。

平成十年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 四 次

教育委員会告示

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年三月二十四日 鳥取県指令都計二一一(第)二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市津ノ井字下遠沖及び字船田ノ二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目六三一

株式会社エイチアルディ

代表取締役 原田 進

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

平成十年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十年六月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」といふ。）第2条の規定に基づき、改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成10年6月16日

鳥取県知事 西 尾 四 次

平成10年6月16日 火曜日

鳥 取 県 公 報

一日時 平成十年六月二十六日（金）午後1時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
三 議題 第十八回参議院議員通常選挙について

1 試験の期日

平成10年6月16日 火曜日

15

平成10年10月14日（水）及び15日（木）

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(2) 筆記試験は、改良普及員として必要な教養並びに農業又は家政（生活を含む。）についての専門的技術及び知識に関する事項について、次の項目により行う。

必須項目	基礎選択項目	専門選択項目
農業経営	作物園芸	植物病理及び昆虫 植物体育種 植物生理 土壌肥料
	微生物学	生物化学 食品化学会社及び食品加工 営業水利及び土地改良 農業機械 農業経済 農村社会学 統計学及び情報処理
教育概論	被服衛生及び被服管理 労働衛生 人間工学 栄養学 食品化学及び食品加工 生物化学 微生物学 食生活 住生活及び住居環境 建築設計 農村計画 家庭経済 生活福祉 発達心理学 健康管理 農村社会学 統計学及び情報処理	

4 受験資格

(5) 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。
 試験を受けることができる者は、条例第4条各号に掲げる者（条例第5条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）とする。

なお、条例第4条第2号の知事が別に定める履修基準は、次の表の過程の区分に応じ、同表の履修科目の欄に掲げる科目のうち4科目以上を履修していることとする。

5 必須項目及び基礎選択項目についての筆記試験は、択一式又は記述式の試験（以下「択一・記述試験」という。）とし、基礎選択項目は、(2)の表の基礎選択項目の欄に掲げたものの中から、1項目を選択するものとする。

- (4) 専門選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、選択した基礎選択項目に応じ、(2)の表の専門選択項目の欄に掲げたものの中から、択一・記述試験にあっては3項目を、論文試験にあっては1項目を選択するものとする。
 その際には、択一・記述試験と論文試験において同一の項目を重複して選択することができない。

6 課程履修科目

課程	履修科目
生物	生態学 分類学 生理学 形態学 遺伝学 微生物学 生物化学 有機化学 土壤学 統計学
化学	物理化学 無機化学 有機化学 分析化学 生物化学 栄養化学 食品化学 微生物学 生理学 統計学
機械	機構学 材料力学 機械製図 応用数学 電気工学 計測工学 工業力学 電子工学 情報工学 統計学
土木	水工学 測量学 土質工学 構造力学 水理学 土木材料科 土木施工法 環境工学 情報工学 統計学
建築	環境工学 設計製図 建築設備 住居史 地域計画 都市計画 建築計画 農村計画 色彩学 統計学
保健	労働衛生学 運動生理学 精神衛生 保健衛生 保健学 保健管理学 人類生態学 統計学
法律	民法 商法 労働法 税法 農業法 環境法 経済政策 経済原論 経営学 統計学
経済	農業経済学 地域経済論 統計学 経営学原理 会計学 簿記 マーケティング論
経営	生産管理論 経済原論 経済政策 統計学

鳥取県公報

平成10年6月16日火曜日

社会	社会学原理 社会調査	農村社会学 家族社会学	産業社会学 地域社会論	社会心理学 統計学
教育	教育原理 発達心理学	教育心理学 教科教育法	青年心理学 教育史	

5 受験願書の受付期間

平成10年7月1日（水）から同月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、平成10年7月31日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8550 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部経営指導課

7 受験願書の添付書類

ア 履歴書

イ 受験資格を有する者であることを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので、縦4セ

ンチメートル、横3センチメートルの大きさのもの）

8 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外に居住する者は、その金額を現金書留で納付することができる。

(2) 既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 試験に關し不正行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、

その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県農林水産部経営指導課及び各農業改良普及センターにおいて交付する。なお、その交付を郵便により請求する場合は、130円切手をはつたて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験に關する詳細は、鳥取県農林水産部経営指導課（電話 0857-26-7274）に照会すること。

雑報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成10年6月16日

財団法人消防試験研究センター理事長 小山貞

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成10年8月23日(日)午後1時15分から
乙種消防設備士試験	第4類、第5類	平成10年8月23日(日)午前9時から
第1類、第2類、第3類	第4類、第5類、第6類、第7類	平成10年8月23日(日)午後1時15分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
米子市古豊千520 米子職業能力開発促進センター大教室

3 受験願書の受付期間

平成10年6月22日（月）から同年7月3日（金）まで（郵送による場合は、平成10

年7月3日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあっては、5,000円、乙種消防設備士試験にあっては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。

正 認

平成十年六月一日付鳥取県告示第四百十号（飼料の試験の結果の概要について）中次の箇所に誤りがあったので、記正す。

境港市昭和町2-28
鳥取缶詰株式会社
飼料部

境港市昭和町2-28
鳥取缶詰株式会社
餌料部

頁 段

認 正

一一 下

粗脂肪
2.4%不足
粗灰分
2.3%過剰

粗たん白質
2.4%不足
粗灰分
2.3%過剰